

2016 年度

国際協力 **はじめの一步** プログラム

募集要項

～あなたも今日から国際協力の主役！～

2016 年 5 月

独立行政法人国際協力機構

横浜国際センター

(JICA 横浜)



1. 目的

本プログラムは、市民団体等に対し、国際協力を実際の行動へと結びつけるきっかけを提供するとともに、国際協力の知識の普及および理解の増進を図ることを目的とします。

2. 募集期間および事業実施期間

(1) 募集期間

2016年5月16日（月）から2016年10月31日（月）（応募書類必着）随時募集

(2) 事業実施期間

2016年7月1日（金）から2017年2月28日（火）まで

※現地渡航、国内での报告会・広報活動、精算・報告書の提出完了までの期間を指す。

3. 募集対象者

対象者は、国際協力活動を実施あるいは志望する、または国際協力活動への理解の増進を目的とし活動する、神奈川県及び山梨県内に活動拠点を置く市民団体（草の根協力新・支援型の応募資格以下相当のNGO・NPO及び任意団体）等とします。

なお、当該申請事業を他の公的支援制度に同時に申請している場合には、本制度への申請はできません。

4. 対象となる活動

(1) 本事業は、以下の活動を対象とします。

- ①国際協力活動の実地体験を通じた参加者の人材育成活動
- ②国際協力活動に関する知識普及を目的とした活動
- ③国際協力活動に関する調査及び技術開発などの活動
- ④①～③の他、JICA 横浜が実施を妥当と判断する活動

【例】・現地での短期間の支援活動や支援活動実施のための事前調査

・セミナー、ワークショップの開催など

※学術研究を主目的とする活動や特定の個人や組織の営利を目的とした活動、また特定の政治・宗教に関する活動を目的とするものは対象となりません。

※1団体による申請事業の採択は2回を上限（同一会計年度では1回を上限）とします。

(2) 優先募集分野

開発途上国を対象とした国際協力に関わる案件かつ将来的にJICA 草の根技術協力事業（新・支援型）への申請を検討している案件を優先します。詳細については、別添4の応募予定事業概要に本事業との関連性を含め記載し、提出してください。

(3) 申請対象国・地域

対象国・地域は JICA 在外事務所（支所を含む）が設置されている開発途上国とします。また、応募時点で外務省の渡航情報（危険情報）により「退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）」「渡航は止めてください（渡航中止勧告）」とされる地域を対象とした事業については、応募の受付対象外となります。なお、採択後であっても、活動対象地域に係る上記渡航情報が応募の受付対象外のレベルとなった場合は、渡航延期（※）、あるいは採択取り消しとすることがあります。

（※）渡航延期の場合において、2016 年 2 月上旬を目途に緩和とならない場合には、採択を取り消すこととします。

◆ JICA 在外事務所が設置されている国、および外務所の渡航情報（危険情報）については、下記ウェブサイトをご参照ください。

- ・ JICA 海外拠点 <http://www.jica.go.jp/about/structure/overseas/>
- ・ 外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

5. 支援上限額及び対象となる支出内容

(1) 支援上限額

1 団体あたり合計で 30 万円まで（最大 3 人分）を支援上限額とします。

(2) 対象となる支出内容

上記 4. の活動に必要な費用のうち 国際線航空賃（航空券代、燃油特別付加運賃、航空保険料及び発券手数料。国内での支出に限る。） を対象とします。これ以外の支出（※）については、原則として申請者側の負担となります。

（※）渡航にあたり必要な査証の取得に係る費用は、申請者側の負担となります。また、査証取得のサポートは行っておりませんので、ご了承ください。

6. 応募方法

(1) 募集期間

2016 年 5 月 16 日（月）から 2016 年 10 月 31 日（月）（応募書類必着）随時募集

(2) 提出書類

- ① 申請書（別添 1）※押印のこと
- ② 申請書添付書類
 - （ア）申請団体の定款・寄付行為・規約
 - （イ）2015 年度の収支決算書
 - （ウ）2015 年度の活動概要

- ③申請団体の概要（別添 2：様式 1）
- ④申請活動計画表（別添 3：様式 2）
- ⑤草の根技術協力事業、応募予定事業概要（別添 4）（ただし対象となる活動が上記 4. ③調査及び技術開発（協力）に該当し、且つ草の根技術協力事業〈新・支援型〉への応募を今後予定している場合）

(3) 書類送付先/お問合せ先

〒231-0001 横浜市中区新港 2-3-1

JICA 横浜 市民参加協力課「国際協力“はじめての一步”プログラム」係

電話番号：045-663-3220 FAX：045-663-3265

E メール：yictpp@jica.go.jp

7. 事前コンサルテーション

JICA 横浜では、必要に応じ、申請内容についての事前コンサルテーションを行っています。

8. 審査方法

- ①JICA 横浜にて、書類による審査を実施します。
（内容確認のため、面接による二次審査を実施することがあります。）
- ②審査結果は 1 ヶ月以内に書面にて通知します。

9. 採択内定後の諸手続きと支払方法

審査の結果、申請事業が採択内定となった場合、その後の手続きの流れは以下に記載のとおりです。

- ①申請内容について JICA 横浜と協議し、予算を含めた詳細計画を確定します。
- ②申請者は参加者名、現地連絡先・宿泊先、緊急時の国内連絡先などの情報を、JICA 横浜に提出します（別添 6）。
- ③JICA 横浜と申請者との間で、事業実施に関する「合意書」（別添 5 参照）を締結します。
- ④申請者は事業（現地渡航および国内での活動広報等）を実施します。
- ⑤申請者は、事業終了後 2 週間以内に JICA 横浜に対して、本事業により実施された活動内容及び成果を含む業務完了報告書及び精算報告書（支出の証拠となる領収書及び E-チケットの原本を含む。別添 8）を提出し、報告会を行います。
- ⑥精算報告に基づき JICA 横浜は精算額を確定し、請者からの請求書をもって対象経費を支払います。

10. 備考

- ①国や活動内容によっては NGO 登録を要する場合がありますので、事前にお問合せください。
- ②その他、渡航先国の法規に基づき、必要な手続きを求めることがあります。
- ③申請団体及び JICA 横浜で合意書を締結した後に、申請団体の都合で渡航中止される場合は、航空券等のキャンセル料は申請団体負担となります。

以上

【別添書類】

- ① 別添 1：申請書（表紙）
- ② 別添 2：申請団体の概要
- ③ 別添 3：申請活動計画表
- ④ 別添 4：草の根技術協力事業応募予定事業概要

【参考書類】※以下の書類は、申請時に提出する必要はありません。

別添 5：合意書（雛形）

別添 6：渡航計画書

別添 7：業務完了報告書

別添 8：精算報告書

別添 9：請求書

書類の様式は、JICA 横浜のホームページからダウンロードできます。

↓↓

<http://www.jica.go.jp/yokohama/enterprise/kyouryoku/first.html>